

令 和 3 年 度

南 三 陸 町 議 会 会 議 錄

8月会議 8月11日 開 会
8月11日 散 会

南 三 陸 町 議 会

令和 3 年 8 月 11 日 (水曜日)

令和 3 年度南三陸町議会 8 月会議会議録

(第 1 日目)

令和3年度南三陸町議会8月会議会議録第1号

令和3年8月11日（水曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君

総務課長	及川	明君
企画課長	佐藤	宏明君
町民税務課長	佐藤	正文君
保健福祉課長	高橋	晶子君
環境対策課長	糟谷	克吉君
農林水産課長	大森	隆市君
建設課長	及川	幸弘君
上下水道事業所長	阿部	明広君

教育委員会部局

教育長	齊藤	明君
教育委員会事務局長	菅原	義明君

事務局職員出席者

事務局長	男澤	知樹
次長兼総務係長 兼議事調査係長	高橋	伸彦
主事	小野	真里

議事日程 第1号

- | | | |
|---|----------|----|
| 令和3年8月11日（水曜日） | 午前10時00分 | 開会 |
| 第1 会議録署名議員の指名 | | |
| 第2 諸般の報告 | | |
| 第3 行政報告 | | |
| 第4 議案第20号 南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について | | |
| 第5 議案第21号 工事請負契約の締結について | | |
| 第6 議案第22号 財産の取得について | | |
| 第7 議案第23号 令和3年度南三陸町一般会計補正予算（第3号） | | |
| 第8 請願 3の1 町道中山線の安全性向上に向けた道路拡幅改良整備についての請願書 | | |
| 第9 議員派遣について | | |
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 9 まで

午前10時00分 開会

○議長（三浦清人君） おはようございます。御苦労さまです。

本日、8月会議であります。

昨今、当町におかれましても6人のコロナの感染者が発表されております。どうか皆様方におかれましても、不要不急の外出は控えていただき、感染防止に協力をお願いしたいと思います。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、令和3年度南三陸町議会8月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、報道機関から、取材を目的とした撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、傍聴規則第8条ただし書の規定により、議長において、これを許可しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、1番須藤清孝君、2番倉橋誠司君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

議会休会中の動向、町長から付議された議案及び説明のための出席者につきましては、お手元に配付したとおりであります。

次に、お手元に配付しておりますとおり、請願1件及び陳情2件が提出され、これを受理しております。

なお、陳情2件については、さきに開催された議会運営委員会において、配付のみと決定されております。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3 行政報告

○議長（三浦清人君） 日程第3、行政報告を行います。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

今般、令和3年度南三陸町議会の開議を請求いたしましたところ、議員の皆様には御多忙の中、御対応を賜り、感謝を申し上げます。

令和3年度8月会議の開会にあたり、6月会議以降における行政活動の主なものとして、65歳以上の高齢者を対象とした新型コロナワイルスワクチン接種について御報告申し上げます。

本町では、5月27日から8月5日までの間、総合ケアセンター南三陸を会場に、計36回の接種日を設け、当該高齢者の方々に対するワクチン接種を実施したところであります。直近集計の8月6日現在としましては、医療機関における個別接種等を含めますと、当該高齢者の方々のうち4,098名が2回の接種を終えており、65歳以上全体としての接種率は約83%となっております。

なお、64歳以下の方々を対象とした接種につきましては、その加速化を図るべく、医療機関等と調整の上、8月下旬から集団接種により実施をしていくこととしております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、全国において感染拡大の状況が続き、本町におきましても、8月8日に2名、昨日には4名の感染が発表されているところであります。

今後におきましては、これまで以上の感染防止対策について徹底するとともに、町民皆様には引き続きマスクの着用や手洗い、3つの密の回避等といった、一人一人の基本的な感染対策はもとより、県外との不要不急の移動や大人数での会食、行事を控えていただくように周知等をしてまいります。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。

午前10時04分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

これで行政報告を終わります。

ここで、教育長、教育委員会事務局長の退席を許可いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

日程第4 議案第20号 南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第4、議案第20号南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第20号南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に対応すべく、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） それでは、議案第20号南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について細部説明させていただきます。

議案関係参考資料4ページを御覧ください。

南三陸町手数料徴収条例の改正理由は、町長説明のとおり、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布されたことにより、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部が改正され、個人番号カードの再発行事務が地方公共団体情報システム機構の事務となることから、南三陸町手数料徴収条例の改正が必要となったものであります。

改正される内容につきましては、ページ下段の表に記載しております個人番号カードの再発行事務を規定している項の削除であります。

当該項以降の項は繰上げとなります。

本条例の施行日は、法令の施行に合わせ、令和3年9月1日といたします。

以上で細部説明を終わります。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。9番今野雄紀

君。

○9番（今野雄紀君） 1件だけ確認させていただきます。

今回、手数料の廃止ということなんですかけれども、そこで伺いたいことは、昨今、デジタル庁もできそうな勢いで、そこで当町で今どれぐらい発行されているのか。今後、そういった国の動きから見て、カードの発行というか、必要とする方たちが増えていく見込があるのかどうか。その点、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 7月末現在の交付枚数につきましては4,632枚となっております。

その前に、町あるいは個人でカードの申請手続が必要となりまして、実は今年の2、3、4、この辺の申請が大分多くありました。直近の7月現在の1か月の申請件数につきましては、町に対しては三十数件ということで、大分、ちょっと減少というところになっております。

その2、3、4、この辺の申請が多かった理由につきましては、国において集中的にマイナンバーの交付申請の広報を流したりというところで、あとダイレクトメールが届いたりというところで、それに促されて申請された方が多かったというところで、現在はちょっと落ち着いているというところになっております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 2、3、4、増えた、多かったということで分かりました。

今後、こういったカードで、より持った方たちが便利というか、お得感みたいなものが出るような状況に進んでいくのかどうかだけ確認させていただいて、終わりとします。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） マイナンバーカードを利用して、できることというものがありますし、例えばコンビニで住民票であるとか課税証明が取れたりとか、あと今後になりますが、保険証として利用ができるというようなこともあります。これからまた将来的には、国レベルでは、国家資格の資格をそのカードに情報を載せるとか、そういったような利用法なども出ています。詳しくは国のはうでいろいろ施策を考えているというところであります。

ちなみに、マイナンバーカードを利用して証明を取っている件数については、令和元年度から比較して、令和2年度では倍近く増えていると。これはひとえにカードの交付が増えたことによって利用者が増えたものと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 及川です。それでは、私のほうから1点お伺いします。

この条項が取れたことによりまして、800円がなくなったことによって、これからの人たちは、多分この800円云々ではないと思うんですけども、これがなくなったことによって、今後のこのカードの使う人、申請する人が多くなると思われるんですけども、その辺、見通しはいかがでしょうか。若い人たちが多いのかなと思われるんですけども、その辺いかがでしょう。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 今回、条例で手数料を削除する文につきましては、再発行というところでありますて、実はこの再発行につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、地方公共団体情報システム機構、こちらが行う事務となりまして、実はこちらで手数料を徴するということになったものですから、今回、町の条例では規定しなくてよろしいというところになりますて、現在、情報では、町で今回削除する800円、これと同額の手数料が、先ほど申し上げました機構のほうから請求されると。実際には町のほうでその事務の委託を受けまして、同じように手数料を窓口で支払いいただくということですので、実際には町民の方についてはあまり変化がないというようなこととなっております。

再発行の年齢層というものは、ちょっと把握はしていないんですけども、件数的には年間10件前後というところになっておりまして、紛失が主な理由というところです。年齢に関係なく、一つは、自宅に大事にしまっていたんだけれども、いざ使おうと思ったら見当たらないというようなケースが多いと聞いております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第21号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第21号工事請負契約の締結についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤仁君） ただいま上程されました議案第21号工事請負契約の締結について御説明

申し上げます。

本案は、令和3年度南三陸町役場仮庁舎解体工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案書3ページをお開きください。

議案第21号工事請負契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

1番、契約の目的でございます。令和3年度南三陸町役場仮庁舎解体工事でございます。

契約の方法、制限付き一般競争入札による契約でございます。

契約金額、9,350万円でございます。

契約の相手方、大企建設株式会社東北営業所でございます。

議案関係参考資料5ページをお開きください。

工事場所でございます。志津川字沼田56番地2でございます。

工事の概要でございます。第二庁舎、A棟と称してございますが、鉄骨造2階建て、延べ床面積2,388.18平米、第三庁舎、B棟、鉄骨造2階建て、延べ床面積1,628.26平米でございます。それらの解体と、それに付随する設備、工作物、あとは外構の解体の工事一式となってございます。その後、解体後に既存の建物、工作物等々あったところを、舗装を施して仕上げるというような内容の工事となってございます。

工事の期間でございますが、本契約締結の翌日から令和4年3月15日までとしてございます。

6ページには、皆さん御承知のことと思いますが、第二庁舎、A棟、第三庁舎はB棟の配置等々、平面図を掲載させていただいてございます。

続きまして、7ページ、8ページには工事請負仮契約書を添付させていただいてございます。

以上、簡単ではございますが、細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。質疑願います。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） では、解体後の何か利用目的というものはあるんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 解体後につきましては、本来、震災前はテニスコートということで、

ベイサイドアリーナの管理部分の一部ということでございますので、解体後におきましては、そのベイサイド等の駐車場等に利用されるというような予定となってございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） ベイサイドとテニスコートの中間地点になっていまして、駐車場としては、ベイサイドの前に広々とした駐車場もあります。ベイサイドとテニスコートの中間地点であるのであれば、スポーツ施設を検討していただいてはいいのかなと思うんですけども、そのあたり、どうなんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。跡地をスポーツ施設とか何かの考えはないですかと。

○町長（佐藤仁君） 今、テニスコートと言いましたが、もともとその場所は多目的広場でございました。したがいまして、あの場所については、震災後、自衛隊等を含めて、皆さんの、そこはいわゆる災害対策本部の補助的な役割を担ってきた場所でございますので、基本あの場所をそういう施設を造る、いわゆるスポーツ施設とか、そういうものを造るということは考えてございません。基本的には、あの場所には駐車場ということで整備をして対応したいと思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） その土地の利用ということで、私も、テニスコートと出てきたときはちょっとびっくりしたんですが、そこはテニスコートではなかったということで、町長が話していた多目的利用の場所だったと思います。

そして、以前はそこにヘリポートのようなものがあったかなというような、これは定かではないんですけども、そして何かあったときにはアリーナ前の駐車場にヘリコプターが着陸したり、あとは病院の脇の今、駐車場になっている部分にヘリポートとして緊急のヘリコプターが着陸する場所かなとは思うんですけども、そういうヘリポートが着陸する場所としての利用というものは、病院も近いし、役場も近いし、何かいろんな問題が起こったときに活用するにはぴったりの場所と思うんですが、その辺の考え方をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） そこはヘリポートでは使ってございません。基本的には、震災のときに陸上自衛隊の皆さん方がそこに飛んできて、そこで、いわゆる物資供与とかいろいろしてもらったということです。

ヘリポートの必要性については我々も理解してございますが、基本的には、具体になかなか言えないところはあるんですが、利用できる場所がございますので、そちらのほうにいざと

いうときにはヘリポートとして利用させていただくということになろうかと思います。

○議長（三浦清人君）ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君）1点お伺いします。

この解体工事、以前2,000万円ぐらいで設計をした記憶があります。そうした中で、この9,350万円というものは、坪単価でも平米でもいいんですけれども、大体これが1坪幾らぐらいの解体費になるのか。その辺、分かっている範囲でお伺いいたします。今、計算機がないもので。お伺いいたします。

○議長（三浦清人君）建設課長。

○建設課長（及川幸弘君）すみません、大変お待たせいたしました。

平米単価にしますと、約23万円ということでございます。

それと、すみません、この場をお借りいたしまして、先ほどテニスコートと間違った発言をしてしまいました。多目的広場でございます。訂正をさせていただきます。

○議長（三浦清人君）9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君）1点だけ伺いたいと思います。

参考資料の8ページ……。

○議長（三浦清人君）ちょっと待って。質問に答えた……23万円。坪何ぼですかと。ただ、平米23万円と答弁しました。はい。
どうぞ。

○9番（今野雄紀君）では、改めて。参考資料8ページ、（3）の再資源化等をする施設の名称及び所在地の中で、一番下に、鉄くずとして、佐沼の高田商店さん、載っているんですけども、これは鉄くずを私たちが持っていくとお金になるんですけども、今回この鉄くずの部分はどういった、下手するとお金になるような気がするんですけども、どのような処理なのか確認させていただきます。

○議長（三浦清人君）建設課長。

○建設課長（及川幸弘君）当然、金属類ですね、鉄くず、あとアルミくず等々でございますが、これにつきましては有価物ということで、当然ながら、今、議員御質問ございましたように、お金になります。解体業者さんにおかれまして、それら処理業者さんのはうにお売りいただいた金額分は工事費の中から相殺をするというような仕組みとなってございます。

○議長（三浦清人君）今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君）では、有価物に関してはどれぐらい出るのか、設計等もしたので、ある

程度分かると思うんですけども、どれぐらいの金額が相殺されるのか。もしお分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 約でございますが、現在の契約額に置き換えますと、有価物といしまして約800万円ほど発生する見込でございますので、処分費等々からその800万円は控除されて、最終的に契約金額に反映されるというような中身となってございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第21号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第22号 財産の取得について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第22号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第22号財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、南三陸町地方卸売市場で使用する電動フォークリフト2台の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） それでは、議案第22号財産の取得について細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の9ページ、10ページを御覧になっていただきたいと思います。

業務名が、電動フォークリフト購入業務であります。

業務内容は、町の施設である地方卸売市場へ導入する電動フォークリフト2台の購入でございます。

仕様につきましては、最大荷重が2.5トン、フォークの長さが1,000ミリ、トランスマッシュョンがオートマチックの、塩水によるさびや腐食に強い水産仕様となってございます。

高度衛生管理型の市場として、自然環境に配慮した電動フォークリフトを導入することで、排気ガスのない場内環境下での安心・安全な水産物の提供が可能となり、さらなる市場の付加価値化を図るものでございます。

なお、購入に係る費用につきましては、みやぎ環境交付金を活用することとなっております。

入札執行日は令和3年7月16日、入札方法は制限付き一般競争入札として、御覧の2社が参加しております。

予定価格につきましては799万円に対し、入札執行の結果、最低額が426万円となり、トヨタエルアンドエフ宮城株式会社が落札をしております。

参考資料といたしまして、11ページから13ページに売買仮契約書の写しを添付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

なお、納入期限は令和4年2月28日としております。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） フォークリフトを、これは町で買って、志津川支所というか、そこに貸し出すというような形なんでしょうか。そのフォークリフトを使う方というのはどなたになるんでしょうか。そして、貸し出すとしたら、その貸し出した分の料金というものはやっぱり徴収する必要があるかなとは思うんですが、その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 市場そのものが、施設が町の所有物でございますので、中にある備品につきましても、町で購入、管理をするということでございます。

市場の運営全般につきましては、漁協の志津川支所で運営を担っておりますけれども、今、魚市場にフォークリフトが、漁協の持っているフォークリフトと、町が市場開設の際に購入しているフォークリフトがあるんですけども、その半々になっておりまして、町が購入しているフォークリフトについては既に電動化はされているんですけども、漁協で持っているフォークリフトについては、いまだにディーゼルエンジンを積んだ、排ガスが出る仕様となっております。

今回、漁協が持っているフォークリフトにつきまして、経年劣化がかなり激しくてさびつい

ておるものですから、それについて、町の施設で使用するフォークリフトとして町が購入して管理するために、今回導入をしていくものでございます。

使用料につきましては、運営全般について、漁協で使うということになるんですけれども、使用料については、そもそも町の備品として町が漁協に運営全般をお願いしているものですから、使用料はかかるないということになっております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 漁協の持ち物だったものが随分劣化して、結局新しい形のもの、そしてディーゼルから電動みたいな形になって、フォークリフトになると。水産の水揚げもいろんな形になってきてるので、今の卸売市場の水揚げ、その辺に適したものを見つけるんだと。

ただ今後、県漁協のほうで、志津川支所から離れたような形で、町からなかなか助成みたいなものを出さないと、応援ができないというような状況が、この間の説明の中でもありましたが、今後の運営に当たっても、現行なかなか厳しいのかなと思うんですけども、今後の運営については何の問題もないんですか。これからまだ、いろいろと卸売市場の運営について、町でいろいろと支援していくというような今現在の計画、その辺があつたらお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 議員おっしゃいますとおり、魚市場については水揚げ量の低下によって、かなり運営が苦しくなっている状況は確かにございます。

それから、宮城県漁協として組織を一本化したことによって、なかなか漁協そのものも人員の確保が難くなっているということも、これは現実としてございます。

その中で、志津川支所のほうから、今後の運営については、なかなか手が回らないというようなお話をいただいていることは確かにございます。

しかしながら、漁協そのものの運営の、漁協というか、市場そのものの水揚げ量の低下、しかもアキサケの低下、水揚げの低下というのが、原因がはっきりしているものですから、そのことについては、経営上いいときもあれば悪いときもあるんだということを何とか漁協さんに御理解いただきながら、継続して運営をお願いしたいと。

しかも今後、漁協といろんな面で経営面の話をさせていただきたいということを考えておりますので。私、7月1日から課長になりましたけれども、一番最初に漁協に伺って、挨拶と、そういったお話をいろいろさせていただきましたが、漁協としても、赤字分についてどのように考えるかということをおっしゃっておりましたので、その分については、魚市場関係者、

皆さんと様々な話合いをした上で、何とか漁協さんに今後も運営していただきたいということをお話をさせていただきたいというお話はさせていただきました。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 課長が以前説明したように、南三陸町に限らず、水産業はなかなか先が見えないトンネルに入ったような状況だと私は今思っています。そして、南三陸町においては、ギンザケ養殖、この部分が大きな町の漁協の収入源になっておりますので、新たな形の水産業の模索、そしてその分への投資、こういった新たな取組をしていく状況に今あるのかなと思いますので。

その辺、町には支援も含め、あと拡大、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） 7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。先ほどの御説明の中で、みやぎ環境税を使うというお話でしたけれども、この財源内訳、環境税だけで間に合うものなのか、その辺と、それから、やはりこのフォークリフトは仕事上なくてはならないものなんです。今ここに来て、前議員も言っていますけれども、あしたに1億5,000万円ものお金が出るような今、事態の中ではありますけれども、ぜひこれは必要なものなので、そちらの事業をやっている人たちに用意していただくというものが筋かなと思うんです。

それで、このお金の出所、親方日の丸で何とかにもこっちで、町で買ってやる、用意してやるというような次元のものかなという疑問が持たれるので、この財源をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 7番、討論めいた発言は控えていただきたいと思います。あくまでも質疑に徹してください。（「はい」の声あり）

農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 今回のみやぎ環境交付金については、各自治体からの提案型ということで、二酸化炭素の排出減ということを目途に、町の担当部署は環境対策課が窓口になっておるんですけども、我々としては、そういった環境に配慮するという意味で、宮城県に電動フォークリフトの導入ということで880万円の予算を計画して、申請、提出をさせていただいたということで、それが採択されたものでございますから、今回2台の購入ということとなりました。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 880万円の、県に申請して、環境につながるということなんですかけれども、このフォークリフトそのものが電動化にしただけで環境にどのようにつながっていくのか疑問が持たれるんですけれども。（「手短にやってください」の声あり）

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 今、手短にということですので、手短にお話をさせていただきます。

まずは、化石燃料を使わないということで、CO₂の排出の削減につながるということになります。当然、電動化ですから。ということで数字上は、当然電力をつくる際にCO₂は出ますから、全く出ないわけではないんですけども、化石燃料を燃やした燃料と比べると、5分の1のCO₂の排出削減、1台当たりになるということでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 先ほども削られましたからね、止められましたので、今日はやります。

CO₂の関係は分かりました。ただ、なくてはならない市場とすれば、このフォークリフトというものは必ずなくてはならないものなので、それを、その事業をこれに当てはめてやつていいのかということが私は問うているんです。別に使うものがもっとあるでしょうということです。今、目の前に1億5,000万円出さなければならぬ中で、これに、これを町が買って、用意して、そしてやるというものはいかがなものかなと思って、今、質疑をさせていただきました。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） みやぎ環境交付金は、何もこのためだけの交付金ではございませんで、みやぎ環境税を財源にして、予算の範囲内で、県内の各自治体に、もしくは産業団体にCO₂の削減効果があるものについて、提案型で受け付けているというような事業でございまして、各自治体に恐らく枠がある程度あって、全て認められるわけではございませんので、提案の中で、予算の範囲の中で宮城県が認めていただいたということでございますので。

何もこのフォークリフトのためだけの交付金ではございませんので、御理解お願いします。

○議長（三浦清人君） 9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、今回、入札に参加したところがコマツさんとトヨタさんということで2社。そこで、現在市場で使われているフォークリフトはどういったメーカー

のやつが主なのか、その点、確認1点と、あともう一点は、予定価格が今回出ていますけれども、800万円近く。先ほど来、聞いていますと、環境税の予算が880万円いただけたと、そういう答弁がありました。

そこで、この予定価格は、実際落札になった価格と随分開きがあるんですけれども、どういった根拠というか、普通、商品でいう上代のような形での予定価格だったのか、その点確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） メーカーは、今抱えているフォークリフトについては、コマツとトヨタということになります。

予定価格の根拠なんですけれども、フォークリフトメーカーから参考的に見積りをいただい、その平均の値を取ったというものが税別で799万円ということでございます。これは2台分ですので。そういう根拠ということになります。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、現在使われているものはコマツとトヨタということなんですけれども、メンテナンスのほうは多分大丈夫だと思うんですが、その点の確認と、あと、先ほど来言われている、今回2台導入することによって、市場のフォークリフトの電動化率というか、どれぐらいになったのか、その点、確認させていただきます。

あと、予定価格に関しては、参考的に見積りを取ったということなんですけれども、例えばこれは何社ぐらいから取ったのか、もしこの場で答弁いただけるんでしたら伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） メンテナンスにつきましては、私も今回初めて勉強で知ったんですけども、フォークリフトにつきましては、月次のメンテナンスと、毎月ですね、それから年次のメンテナンスというものが法律で義務づけられておりまして、メーカーが自動的にそれぞれのフォークリフトのメンテナンスをしっかりとしていくということとなっておりますので、事故等の心配は要らないかと思っております。

それから、今回2台を導入いたしますけれども、環境交付金の計画上、来年度もさらに2台を購入するという予定を立てております。今10台で、そのうち5台が電動化をされておりますので、残りの5台について、今回の2台、来年度の2台で、残り1台をどうするかということになるんですけども、ほぼ来年度で電動化率100%ということに予定を立てております。

参考見積りにつきましては、今回、一般競争入札、制限付きでしたけれども、今回入札に参加されていない業者から見積りを取らせていただきました。たしか2社だったと思うんですけれども、その平均値ということで予定価格を設定させていただきました。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 先ほど課長の答弁で、先ほどのケンライは分かったんですけども、あと1点だけ。来年も2台予定しているということなんですが、この補助金の使い道というものは、こういう公共的なものにしか使えないのか。例えば、各浜の一般の個人で持っているリフトもあると思うんですけども、そういういたやつには公募型とか何かで適用して、環境にいいような状況にはなれないのか。その点、確認させていただいて、終わりとします。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（糟谷克吉君） みやぎ環境交付金につきましては、環境対策課が窓口ということで、私からお答えさせていただきます。

先ほど来、農林水産課長が申し上げましたとおり、県の交付金でございます。みやぎ環境税を財源に充ててございます。平成23年度からということで、県の事業ということで行うものもあれば、市町村が行うものに対して交付金を交付するということでございます。

フォークリフト関係につきましては、先ほど農林水産課長が申しましたとおり、市町村の提案型という形で、1,000万円を上限に10分の10ということは、100%補助ということになります。

県が示しているメニューというものがいろいろございまして、LED化とか、それから野生鳥獣の保護とか、いろいろな環境のメニューがございまして、うちのほうでメニュー型を選択しているものは、毎年行っています学校関係の照明施設のLED化を、この交付金で23年度から実施をしてきております。今年は平成の森のLED化ということで実施をしております。

町そのものが主体となった事業に対してでございますので、町が、先ほど議員さんおっしゃいましたように、いろんな地区のものに対して町が主体となってやるのであれば交付金は使えるものということでございます。

○議長（三浦清人君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論なしで終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第23号 令和3年度南三陸町一般会計補正予算（第3号）

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第23号令和3年度南三陸町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第23号令和3年度南三陸町一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、64歳以下の方に対する新型コロナワイルスワクチン接種に係る所要額を計上したものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは、議案第23号令和3年度南三陸町一般会計補正予算（第3号）の細部説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,450万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ126億5,577万9,000円とするものです。補正額を加えまして、通常分が89億4,120万5,000円、率にしますと70.6%、震災復興分が37億1,457万4,000円、率にしますと29.4%となっております。

次に、2ページ目からの第1表、歳入歳出予算補正について、款ごとの構成比を申し上げます。

まず、歳入でございますが、14款の国庫支出金が25.3%、補正されなかった款項に係る額が74.7%、次に、3ページの歳出ですが、衛生費につきましては9.3%、それ以外の補正されなかつた款項に係る額につきましては90.7%となっております。

続きまして、予算の詳細を御説明いたします。

予算書の7ページ、8ページを御覧いただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入の3目衛生費国庫補助金、歳出の2目予防費とも、新型コロナワイルスワクチン接種に係る補正予算となっております。

歳出の12節の委託料の概要につきましては、議案関係参考資料14ページに記載しておりますので、そちらを御覧いただければと思います。

委託する業務につきましては、先ほど来、御質疑ございました、64歳以下の集団接種に伴う会場運営、コールセンター業務及び駐車場の交通誘導警備の業務委託料となっております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 簡単に1件だけ質問させてください。

ワクチンの町への配分に関しては順調に来ているのかと、そしてファイザー製だとやっぱり低温で保存しなくてはいけないので、そのことを考えると、使える分だけ定期的に来ているのか。その辺だけ確認です。お願いします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） ワクチンの予約につきましては、2週間ごとに県に報告をさせていただいております。その後にどれぐらいの分配があるかということで報告がございます。報道等でも御存じかと思いますが、一旦、7月に入りましてワクチンの入荷状況が滞っております。ただし、最低限1箱ずつは確保できているような状況で、1,170名ぐらいは確実に入ってきているところであります。

日々情報が変わってきておりますので、先週までは、1箱ずつありますというような情報ですが、最新の情報では、またもう一箱追加と、13クールで2箱ありますというような情報がありますので、本当に隨時ワクチンの入荷については変更があるような状況です。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 南三陸町において初の女性課長であります。そして、保健福祉課、今ワクチン接種で忙しい中で、私はよくやっていると。そして、現場に行っても、接種の形も順調な形で進んでいると私は思いますので、今後も64歳以下の接種が間違いなく、滞りなく行えることをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 行政報告の中で、いろいろ他の議員が聞かれておりますけれども、それで大体は分かったんですが、64歳未満の方たちが10月まででできるということなんですけれども、私が心配していることは、先ほどの議員の中からも話が出ましたけれども、高校生、若い人、中学生、そういう人たちの接種は今後どのように考えていくのか、町として。その辺、再度お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 先ほども申し上げたとおり、高校生につきましては9月上旬から個別接種で対応いたします。中学生以下につきましては、副反応の件もありますので、近隣の市町の動向を見ながら、安全に接種できるように現在検討中であります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

建設課長より、先ほどの答弁の訂正をしたい旨の申出があり、これを許可いたします。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほど、議案第21号で、7番議員の、面積当たりの工事費は幾らかという御質問に対しまして、23万円というお答えをさせていただきましたが、2万3,000円の誤りでございます。1桁間違ってございました。おわびを申し上げ、訂正をお願いいたします。以上でございます。

日程第8 請願3の1 町道中山線の安全性向上に向けた道路拡幅改良整備について の請願書

○議長（三浦清人君） 日程第8、請願3の1町道中山線の安全性向上に向けた道路拡幅改良整備についての請願書を議題といたします。

職員に請願書を朗読させます。局長。

○事務局長（男澤知樹君） 令和3年度8月会議請願・陳情関係という書類をお手元に御用意をお願いいたします。

1ページでございます。必要部分、朗読させていただきます。

請願3の1町道中山線の安全性向上に向けた道路拡幅改良整備についての請願書。

趣旨。上から4行目後段の部分、読ませていただきます。

自動車同士のすれ違いが特定の箇所でしかできず渋滞するなどしております、狭隘な道路が円滑な交通の妨げになっています。

飛ばしまして、英数字の1、2、3の部分、朗読させていただきます。

1、建設発生土によって車道の高さと同程度の高さまで道路法面がかさ上げされている現在の町道中山線について、震災発生前の道路法面部を改良し、拡幅していただくことを求めます。

2、既に復旧工事が完了し、道路高が震災前よりも高くなった県道泊崎半島線と町道中山線との交差点部について、大型の車両の右左折が円滑に行えるように、改良していただくことを求めます。

3、町道中山線と農道田中山線の交差点部から、県道泊崎半島線までの交差点部までの区間ににおいて、自動車、歩行者の安全な往来ができるように劣化した舗装の修繕をしていただくことを求めます。

令和3年6月29日。

南三陸町議会議長三浦清人様。

請願者。中山契約会会长三浦善浩、馬場契約会会长三浦久司、名足契約会会长阿部美津雄、泊浜契約会会长大坂勲。

紹介議員。高橋兼次、山内孝樹。

以上、朗読を終わります。

○議長（三浦清人君） お諮りいたします。請願3の1については、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、請願3の1については、産業建設常任委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

日程第9 議員派遣について

○議長（三浦清人君） 日程第9、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和3年度南三陸町議会8月会議を終了いたします。

これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後0時09分 散会